

# 定期監査結果報告書

## 1. 監査の概要

- (1) 監査対象部 土木部
- (2) 監査実施期間 平成30年9月25日～平成30年12月4日
- (3) 監査方針 財務に関する事務の執行及びその他の事務の執行が、適正かつ効果的に執行されているかを主眼として行った。
- (4) 監査方法 平成30年度、平成30年4月1日から平成30年9月30日までに執行された事務事業について、各課に提出を求めた資料をもとに監査の着眼点を定め監査を行い、また、質問により説明を求めた。

## 2. 監査の結果

監査対象部局の平成30年9月末までの財務に関する事務の執行及びその他の事務の執行は、おおむね適正であることを認めた。

### (1) 各課の監査項目及び着眼点

#### 【都市計画課】

(歳出)

監査項目 統合型GIS等利用料

- 着 眼 点
- ①契約の内容・契約者の選定方法は適切か。
  - ②契約の手続き等は適正に行われているか。

#### 【駅周辺整備課】

(歳入)

監査項目 行政財産使用料

- 着 眼 点
- ①調定は、その根拠となる法令等に適合しているか。
  - ②調定額の算定は適正か。
  - ③調定の時期及び手続きは適正か。

#### 【連立街路河川課】

(歳入)

監査項目 連続立体交差事業委託金

- 着 眼 点
- ①調定は、その根拠となる法令等に適合しているか。
  - ②調定額の算定は適正か。また、計算に誤りはないか。
  - ③調定の時期及び手続きは適正か。

### 【土木公園課】

(歳入)

監査項目 交通安全対策特別交付金

着 眼 点 ①調定は、その根拠となる法令等に適合しているか。  
②調定の時期及び手続きは適正か。

(歳出)

監査項目 地籍調査業務委託料

着 眼 点 ①委託の内容・相手方及び選定方法は適切か。  
②委託契約の手続き等について、適正に行われているか。  
③委託料の支出は、適正に行われているか。

### 【建築住宅課】

(歳出)

監査項目 空き家対策補助金

着 眼 点 ①補助金の算出は合理的な基準により行われているか。  
②補助金の交付手続きは適正に行われているか。

### 【上下水道課】

(歳入)

監査項目 高石ポンプ場工業用水道料金等負担金

着 眼 点 ①調定は、その根拠となる法令等に適合しているか。  
②調定額の算定は適正か。また、計算に誤りはないか。  
③調定の時期及び手続きは適正か。

(歳出)

監査項目 水道料金システムクラウドサービス利用料

着 眼 点 ①利用料の内容は適切か、また相手方及び選定方法は適切か。  
②利用料の支出は適正に行われているか。

## (2) 各課の監査結果

### 【都市計画課】

(歳出)

監査項目 統合型G I S等利用料

(9月末現在)

予算額	契約額	支出済額
2,554,000円	2,553,120円	1,063,800円

着 眼 点 ①契約の内容・契約先の選定方法は適切か。  
②契約の手続き等は適正に行われているか。

統合型G I Sシステムは、様々な複合的な地理空間情報を活用し、従来よりも情報の可視化や地図情報の庁内共有化の推進や事務の効率化、市民サービスの向上を図ることを目的に整備された。当該システムの整備にあたり、平成26年度において、高石市統合型G I Sシステム等整備業務を公募型プロポーザル方式により事業者の募集を行い、応募のあった事業者3者のプレゼンテーションを実施後、高石市統合型G I Sシステム等選考委員会において当該業務の最優先交渉権者を選考した。

その後、同委員会で選考された事業者を最優先交渉権者と決定し、同事業者から見積書を徴取のうえ、随意契約にて当該整備業務の契約を締結し、システム整備を行った。

監査項目は、この整備したシステムの利用契約に伴う利用料であり、契約先は最優先交渉権者で当該システムを整備した事業者で下記のとおりである。

なお、統合型G I S等の利用料については、プロポーザル方式により募集を行った際に提案のあった金額で、システムを整備した翌年度の平成27年度より契約している。

また、平成29年度からの新たに導入した下水道台帳管理システムを含めた利用料は、利用契約に基づき、契約条件変更協議を行い決定している。

契約者名 株式会社パスコ 大阪支店  
契約年月日 平成30年4月1日  
契約期間 平成30年4月1日～平成31年3月31日  
契約金額 月額212,760円

(内訳)

統合型G I S 43,200円  
道路台帳管理システム 43,200円  
固定資産管理システム 43,200円  
下水道台帳管理システム 83,160円

支払方法 毎月払い

決裁行為書、支出命令書等関係書類を監査した結果、いずれも適正に処理されていた。

【駅周辺整備課】

(歳入)

監査項目 行政財産使用料

(9月末現在)

予算額	調定額	収入済額
869,000 円	1,039,720 円	1,039,720 円

- 着 眼 点
- ①調定はその根拠となる法令等に適合しているか。
  - ②調定額の算定は適正か。
  - ③調定の時期及び手続きは適正か。

本行政財産使用料については、平成8年度に都市計画決定を行った高石駅西土地区画整理事業の事業用地として先行買収している土地で、現在、事業の進捗の目処がついていない状況であるため、地方自治法第238条の4第7項及び本市公有財産規則第15条の規定により、行政財産の目的外使用として許可し、貸出を行っている土地の使用料である。

使用料については、本市行政財産使用料条例第3条の規定により、使用料を算定しており、公用、公共用その他公益上の目的のために使用させるとき、災害その他の緊急事態の発生により使用させるとき等は、同条例第6条の規定により減免している。

なお、使用料の算定方法及び計算例は、以下のとおりである。

<使用料の算定方法>

- 算出根拠 行政財産使用料条例第3条第1項第1号
- 土地の使用料の計算式(1ヶ月の使用料)

$$\text{当該土地の価格} \times \frac{2.5}{1,000} \times \frac{\text{当該土地のうち使用させる部分の面積}}{\text{当該土地の面積}}$$

※当該土地の価格は、国税路線価に準じた価格

<使用料の計算例>

申請者	A
使用期間	平成30年4月1日～平成31年3月31日
所在地	高石市千代田1丁目1173番地1、2
使用許可面積	138.64 m <sup>2</sup>
当該土地の価格	221.48 m <sup>2</sup> ×100,000 円/m <sup>2</sup> =22,148,000 円
1ヶ月使用料	22,148,000 円×2.5/1,000×138.64 m <sup>2</sup> /221.48 m <sup>2</sup> =34,660 円
年間使用料	34,660 円×12ヶ月=415,920 円

平成30年9月末現在の本行政財産使用料は、使用許可件数19件(うち、減免9件)、使用料合計1,039,720円で、それぞれの調定額の算定、調定の時期及び収納手続き等について、関係書類を監査した結果、一部調定日に誤りがあったものの、概ね適正に処理されていた。

【連立街路河川課】

(歳入)

監査項目 連続立体交差事業委託金

(9月末現在)

予算現額	調定額	収入済額
62,000,000 円	25,378,340 円	3,750,000 円

- 着 眼 点
- ①調定はその根拠となる法令等に適合しているか。
  - ②調定額の算定は適正か。また計算に誤りはないか。
  - ③調定の時期及び手続きは適正か。

大阪府が施行する南海本線及び高師浜線連続立体交差事業（以下「事業」という。）に関し、本市は大阪府と「南海本線及び高師浜線連続立体交差事業の施行に関する協定書」（以下「協定」という。）を平成16年1月22日付けで締結している。

この協定により、本市が大阪府の委託を受けて施行する事業は、事業に伴う土地の取得及びその管理、物件補償、関連側道に関する工事と規定されている。この業務の委託に関しては、協定第5条に基づき、大阪府との間で年度毎に協議のうえ、年度委託契約を別途締結して行っており、その費用を府委託金として収納している。

9月末までに2つの委託契約を締結しており、1つは事業に関する借地の業務であり、内容としては、自転車駐車場敷地の借上が4件、仮線用地敷地の借上が9件、駅周辺工事等に伴う道路拡幅敷地の借上が5件の計18件について、本市が借地権者へ支払う借地料とその事務費の合計額で契約を行ったものである。借地料については、公共用地の取得に伴う損失補償基準細則第11基準第24条第2項により、当該土地の1平方メートル当たりの土地価格に6%を乗じたものを12で除して得た金額を月額賃料として算定を行っており、これは高石市財産評価委員会へ諮問し、算定通りの答申を得て確定したものである。また、事務費については、都市局所管国庫補助金交付申請等要領を準用して算定する受託者事務費限度額以内として、業務費用に2.7%以内を乗じて算出している。

本業務委託に関し、本市は3回に分けて請求を行い、6月、10月、3月に納入される予定であり、契約内容は下記のとおりである。

借用地所在地	千代田1丁目532番2 外17件
借上面積	1,240.52 m <sup>2</sup>
借地料	12,153,648 円
事務費	328,142 円
契約金額	12,481,790 円
契約締結日	平成30年4月23日
調定日	平成30年4月23日
第1期請求額	3,750,000 円（調定額の30%、万円以下切上げ）
収納日	平成30年6月5日

2つ目は事業に伴う用地交換登記事務手続きを行う業務であり、内容としては、測量業務（現地測量、用地測量ほか）及び登記業務について、大阪府建設工事積算基準及び公共嘱託登記業務積算基準に基づき積算した金額と事務費の合計額で契約を行ったものである。

契約締結は平成30年7月31日に行っており、同日付けで調定している。また、業務終了予定は平成31年3月15日とし、業務終了後は、完了報告書提出し、大阪府の検査を受け、検査合格後、精算報告書を提出するものであり、委託金は4月末に納入される予定である。積算内訳は以下のとおりであり、決裁行為書及び関係書類等を監査した結果、いずれも適正に処理されていた。

測量業務	9,530,000円
登記業務	2,120,000円
消費税	932,000円
事務費	314,550円
契約金額	12,896,550円

#### 【土木公園課】

(歳入)

監査項目 交通安全対策特別交付金

(9月末現在)

予算額	調定額	収入済額
9,000,000円	3,841,000円	3,841,000円

着 眼 点 ①調定は、その根拠となる法令等に適合しているか。  
②調定の時期及び手続きは適正か。

交通安全対策特別交付金は、昭和43年に道路交通法の改正により創設された交通反則通告制度に基づき納付される反則金収入を原資として、地方公共団体が単独で行う道路交通安全施設整備の経費に充てるための財源として交付されるものであり、交通事故の発生を防止することを目的としている。

交付金の使途としては、交通安全対策交付金等に関する政令（以下「政令」という。）で定める道路交通安全施設の設置及び管理に関する費用とされ、信号機、道路標識、ガードフェンス、カーブミラー等があげられる。

交付額の算定は、市町村における交通事故の発生件数や市町村が管理する市町村道に係る改良済道路の延長等により算定され、政令第7条において「総務大臣は、交付時期ごとに各都道府県及び市町村に交付すべき交付金の額を、毎年度、9月中及び3月中に決定し、当該都道府県及び市町村に通知しなければならない。」と規定されている。本年度は、平成30年9月20日付け総務大臣通知により交付額が決定し、大阪府知事より通知され、同日

付けで調定し、平成30年9月28日に収納されている。5年間の交付金の金額及び交付金が充当された交通安全施設等設置工事費は以下のとおりである。

調定の時期及び手続き等について関係書類を監査した結果、いずれも適正に処理されていた。

(単位：円)

年 度	9月交付分	3月交付分	合 計	交通安全施設等設置工事費
平成26年度	3,538,000	3,743,000	7,281,000	8,776,080
平成27年度	3,925,000	4,244,000	8,169,000	8,919,720
平成28年度	4,316,000	3,913,000	8,299,000	8,631,360
平成29年度	4,196,000	3,733,000	7,929,000	8,543,860
平成30年度	3,841,000		3,841,000	

(歳出)

監査項目 地籍調査業務委託料

(9月末現在)

予算額	支出済額
16,028,000円	0円

- 着 眼 点
- ①委託の内容・相手方及び選定方法は適切か。
  - ②委託契約の手続き等について、適正に行われているか。
  - ③委託料の支出は、適正に行われているか。

地籍調査は、国土調査法に基づく「国土調査」の1つとして、主に市町村が主体となっ  
て一筆ごとの土地の所有者、地番、地目を調査し、境界の位置と面積を測量する調査であ  
る。土地に関する記録は、登記所において登記簿で管理されているが、境界や形状などが、  
現実とは異なっている場合や、記載された土地の面積も正確でない場合もあり、公共事業  
や災害復旧をする際、境界確定が必要であるため、本市においても高石市地籍調査事業計  
画書を作成し事業を進めている。

本地籍調査業務の流れは次のとおりである。

- ①市町村において実施計画をつくり、調査実施地域の住民の方への説明会を行う。
- ②現地において、境界をはさんだ土地所有者に、双方の合意の上で土地の境界を確認（一筆地調査）してもらう。
- ③測量の基礎となる図根点（基準点）を設置し測量を行い（地籍測量）、地籍図を作成する。
- ④測量結果を基に、各筆の面積を計算で求める。

⑤一筆地調査と地籍測量の結果をまとめ、地籍簿を作成し、作成された地籍図と地籍簿は住民の方々に20日間かけ閲覧していただき、確認を行い、万が一、調査の結果に誤り等があった場合は、申し出ることができ、必要に応じて修正が行われ、ここで確認された調査結果が、最終的な地籍調査の成果となる。

本業務委託契約は上記の内容で行われるが、閲覧や確定までに時間を要することもあり、③の工程までの前半業務とそれ以降の後半業務を2カ年にわけ、一つの地区を行うものであり、本年度の9月末時点では前年度の前半業務を行った地区の後半業務の委託契約を行っている。

契約については、高石市指名競争入札参加選定基準第4条の規定により、有資格者名簿の中より、本市並びに他の地方公共団体で同種業務実績があり、大阪府内の本店、支店、事業所に地籍調査管理技術者が在籍している5者を指名し、地方自治法施行令第167条第1項第2号の規定に基づき指名競争入札を行っており、契約内容については下記のとおりである。

契約者名	ジオテクニカル株式会社
契約年月日	平成30年8月10日
契約履行期間	平成30年8月10日から平成31年3月15日まで
履行場所	高石市取石7丁目地区（一部）
契約金額	4,428,000円
契約保証金	高石市契約規則第46条第1号の規定により免除
支払方法	請求があった日から30日以内

市町村が地籍調査を実施する場合は、1/2は国、1/4は府の補助があり、また、市町村が負担する経費のうち80%が特別交付税措置の対象となっている。

決裁行為書、契約書、支出命令書等関係書類を監査した結果、いずれも適正に処理されていた。

#### 【建築住宅課】

(歳出)

監査項目 空き家対策補助金

(9月末現在)

予算額	支出済額
6,250,000円	889,000円

着 眼 点 ①補助金の算出は合理的な基準により行われているか。  
②補助金の交付手続きは適正に行われているか。

空き家バンク制度は、平成27年に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が施行され



たことから、全国で取り組みが進められており、本市においても、高石市空き家バンク制度実施要綱（以下「実施要綱」という。）を定め、所有者が売却又は賃貸を行う意思のある空き家に関し、その購入又は賃貸を希望する利用希望者に対し情報を提供している。

本補助金は、高石市空き家対策補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に基づき、実施要綱に規定する空き家バンクに登録された空き家の売却、購入又は賃貸借する場合に、居住希望者が負担する入居にかかる費用等に対し交付するもので、費用の一部を市が補助し費用負担を軽減することで、空き家を有効活用した本市への移住・定住促進を図ろうとするものである。

補助対象事業及び金額については、以下のとおりである。

補助対象事業	補助対象者	補助対象経費	補助金額
不要物撤去事業	所有者	家財撤去及び庭木等の撤去に係る経費	補助対象経費の額と上限 50,000 円を比較していずれか少ない方の額
空き家改修事業	居住希望者	安全性、居住性、機能性等の維持又は向上のために行う修繕等の空き家改修に係る経費	補助対象経費の 2 分の 1 以内の額と上限 300,000 円を比較していずれか少ない方の額
空き家購入事業	居住希望者	空き家購入に係る登記費用、仲介手数料及び引越し費用の経費	補助対象経費の 2 分の 1 以内の額と上限 200,000 円を比較していずれか少ない方の額  （※ただし、義務教育終了前までの子と同居している子育て世帯は、補助対象経費の 2 分の 1 以内の額と上限 300,000 円を比較していずれか少ない方の額）
賃貸借契約事業	居住希望者	仲介手数料	補助対象経費の額と上限 50,000 円を比較していずれか少ない方の額

また、事業開始からの年度毎の交付件数、支出金額については、以下のとおりである。

年 度	交付件数内訳				交付金額
	不要物撤去	空き家改修	空き家購入	賃貸借契約	
平成 28 年度	4 件	6 件	7 件	1 件	3,427,000 円
平成 29 年度	10 件	10 件	12 件	2 件	5,990,000 円
平成 30 年度	1 件	2 件	2 件	1 件	889,000 円

※平成 30 年度は、9 月末現在の実績

この補助金交付事業について、決裁行為書、支出命令書等関係書類を監査した結果、交付要綱に基づき、適正に処理されていた。

【上下水道課】

(歳入)

監査項目 高石ポンプ場工業用水道料金等負担金

(9月末現在)

予算額	調定額	収入済額
260,000 円	107,548 円	107,548 円

- 着 眼 点
- ①調定は、その根拠となる法令等に適合しているか。
  - ②調定額の算定は適正か。また、計算に誤りはないか。
  - ③調定の時期及び手続きは適正か。

本負担金は、高石ポンプ場内において大阪府南部流域下水道事務所の管理施設である高石送泥ポンプ場が負担する工業用水道の使用料である。

工業用水道使用料については、「高石市所管下水道施設内における南部湾岸流域下水汚泥処理事業に係る送泥施設の管理区分等に関する覚書」第3条（工業用水道の取扱い）に基づき、本市が大阪広域水道企業団に支払い、高石送泥ポンプ場が負担する工業用水道の使用料金については、毎月算定を行い、半期分を集計し、年2回大阪府に請求し、収納している。

<請求金額算定方法>

送泥ポンプ場使用分差水量 ÷ 検針水量

= 使用料による支払按分（小数点第4位以下切捨て）

支払按分 × 大阪広域水道企業団請求金額合計 = 支払金額（小数点以下切捨て）

月分	高石ポンプ場検針水量	水道使用料金	送泥ポンプ場使用分差水量	支払按分	大阪府負担分
3月分	556 m <sup>3</sup>	140,078 円	1 m <sup>3</sup>	0.0017	238 円
4月分	183 m <sup>3</sup>	157,447 円	1 m <sup>3</sup>	0.0054	850 円
5月分	873 m <sup>3</sup>	154,570 円	539 m <sup>3</sup>	0.6174	95,431 円
6月分	252 m <sup>3</sup>	158,514 円	2 m <sup>3</sup>	0.0079	1,252 円
7月分	522 m <sup>3</sup>	153,200 円	3 m <sup>3</sup>	0.0057	873 円
8月分	86 m <sup>3</sup>	153,269 円	5 m <sup>3</sup>	0.0581	8,904 円

請求金額 107,548 円

調定日 平成30年9月5日

収入日 平成30年9月28日

使用料の算定、調定の時期及び収納手続き等について関係書類を監査した結果いずれも適正に処理されていた。

(歳出)

監査項目 水道料金システムクラウドサービス利用料

(9月末現在)

予算額	支出済額
3,370,000 円	1,404,000 円

着 眼 点 ①利用料の内容は適切か、また相手方及び選定方法は適切か。  
②利用料の支出は適正に行われているか。

高石市水道料金システムは、水道メーター検針・調定・請求・収納・滞納整理・欠損処理・閉開栓業務・各帳票類の発行・統計データ作成等水道事業運営のためのシステムである。このシステムは、自庁導入（サーバー）型での運用であったが、運用面やセキュリティ面に優れ、地震等の災害時にもシステムの早期復旧が可能であることから、平成 29 年度にシステムを更新し、クラウド型を導入することとなった。

システム更新契約は、システムの売渡価格（システム導入費、データ移行変換費、ハードウェア導入費）と平成 29 年 10 月 1 日から平成 34 年 9 月 30 日までの 60 ヶ月分の保守料・クラウド利用料をそれぞれ記入する総額による指名競争入札であり、株式会社南大阪電子計算センターが落札した。その後、システムのリース業者を選定するため、指名競争入札を行い、NTTファイナンス株式会社関西支店が落札し、賃貸借契約（長期継続契約）を締結している。

システム更新契約において、クラウド利用料 60 ヶ月分の落札金額は 15,600,000 円（税抜）となっている。システム利用契約は、落札者と年度毎に契約することとなっており、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により、下記のとおり随意契約している。

契約者名 株式会社 南大阪電子計算センター  
契約年月日 平成 30 年 4 月 1 日  
契約金額 3,369,600 円 （税込月額利用料 280,800 円×12 ヶ月）  
契約期間 平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日

契約金額の請求及び支払いについては、利用契約第 9 条の規定により、毎月のサービス提供の終了後、請求があった日から 30 日以内に月額利用料を支払っている。

決裁行為書、契約書、支出関係書類等を監査した結果、いずれも適正に処理されていた。